

小樽市ひとり親家庭等ヘルパー派遣事業のご案内

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という）が、修学等の自立促進に必要な理由や疾病等の理由により、一時的に生活援助が必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営む上で支障が生じている場合に、ヘルパーを派遣し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを支援します。

【対象家庭】

小樽市内に居住する乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等

【利用要件】

- 技能習得のための通学、就職活動等
- 疾病、出産、看護、事故、災害等
- その他市長が認める理由

【利用期間及び利用時間】

- 最長で3か月以内
- 午前9時から午後8時まで
- 年間24時間まで
- 1回あたり1時間までの利用が可能

【支援内容】

- 食事の準備
- 住居の掃除、片付け
- 洗濯
- ゴミ出し
- 日用品等の買物代行
- その他市長が必要と認めるもの



【利用料金】（1 時間あたり）

世帯区分	金額
生活保護世帯・市民税非課税世帯	0 円
児童扶養手当受給世帯	440 円
上記以外の世帯	880 円

【留意事項】

状況によってはヘルパー派遣ができない場合があります（感染症等の流行、ヘルパー事業所の空きが無い場合等）

【申請先】

小樽市こども家庭センター（小樽市 こども未来部 こども家庭課 こども家庭係）
小樽市築港 11 番 1 号 ウイングベイ小樽 1 番街 4 階
TEL：0134-32-5208 FAX：0134-32-8388